

# 玉村町魅力発信機構会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本機構は、玉村町魅力発信機構と称する。

(事務局)

第2条 本機構の事務所は群馬県佐波郡玉村町大字下新田 208 番地 1 に置く。

(目的)

第3条 本機構は、玉村町ならではの魅力を創出・活用することで、玉村町の知名度を向上させるとともに、玉村町内への交流人口の増加を図り、玉村町の地域産業経済、観光及び物産の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本機構は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地域の魅力（産業（農畜産物・工業振興等）、経済、観光、物産、歴史、環境、教育、文化等をいう。）を活かした知名度の向上
- (2) 観光等を目的とした誘客の促進
- (3) 魅力素材の発掘・活用
- (4) 東京圏を中心とした町外への観光・魅力情報の発信・宣伝
- (5) 地域物産・グルメ等の紹介宣伝・販路拡大・新メニュー開発の推奨
- (6) 町から委託される事業の実施
- (7) 観光・物産・グルメ等その他関係各団体との連絡調整
- (8) その他本機構の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種別)

第5条 本機構の目的に賛同する団体及び個人をもって会員とし、会員は、本機構の議決権を持つ正会員と議決権をもたない賛助会員の2種類とする。

(入会)

第6条 本機構のいずれかの会員になろうとする者は、所定の手続きを経て会長に申込みものとする。

(会費)

第7条 本機構の各会員は、次に定める会費を納入する。

- 2 法人、団体の正会員は、1口（1箇年10,000円）以上とする。
- 3 個人事業主の正会員は、1口（1箇年5,000円）以上とする。
- 4 個人の正会員は、1口（1箇年3,000円）以上とする。

- 5 賛助会員（法人または個人）は、1,000円以上で任意の金額とする。
- 6 会員が本機構会員資格を失ったときは、既納の会費は返還しない。

（退会）

第8条 本機構を退会しようとする正会員は、会長に退会届を提出しなければならない。ただし賛助会員はこの限りではない。

2 会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。

- (1) 届出したとき。
- (2) 本機構が解散したとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 会費の支払い義務を怠り、かつ催告しても応じないとき。

3 前項に定めるもののほか、会長は、本機構の正会員が会員として不相当と認められたとき、又は退会させるべき諸事情が認められたときは、役員会にはかり、退会させることができる。

### 第3章 役員等

（役員）

第9条 本機構に次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長1名以上2名以内
- (3) 理事若干名
- (4) 監事1名以上2名以内

2 前項に規定する役員は、正会員の中から総会において選任する。

（役員任期）

第10条 役員任期は次回総会までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、前任者が引き続き任務を行うものとする。

3 途中就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

（役員職務）

第11条 会長は、会務を総理し、本機構を代表し役員会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはこれを代理する。

3 理事は、会則及び総会の議決に基づき本会の職務を行う。

4 監事は、業務執行及び会計状況を監査する。

（顧問）

第12条 本機構に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の同意を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長が委嘱し、任期は、次回総会までとする。ただし再任は妨げない。
- 4 顧問は、本機構の事業遂行上必要な事項について、会長の諮問に応じる。  
(事務局)

第13条 本機構の会務を処理するため次の職員を置く。

- (1) 事務局職員 若干名
- 2 事務局職員は会長が任免する。
- 3 事務局職員は、会長の命を受けて会の庶務に従事する。

## 第4章 会議

(会議)

第14条 本機構の会議は、総会及び役員会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

第15条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年会計年度終了後、2箇月以内にこれを開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または正会員の3分の2以上の者から開催請求があったとき開催する。
- 4 会長は、必要があると認める場合は、会議を書面による開催にすることができる。

(総会の付議事項)

第16条 総会において付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 会則の改廃に関する事項
- (4) 役員を選任及び解任に関する事項
- (5) 解散及び清算
- (6) その他会長が必要と認めた事項

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から会長が指名する。

(総会の議決)

第18条 総会は委任状を含めて正会員の2分の1以上の出席で成立する。

- 2 総会の議事は、出席会員の過半数の承認をもってこれを決し、可否同数のときは、議長が決する。

(役員会)

第19条 役員会は、必要に応じ随時開催する。

2 会長は必要があると認める場合は、会議を書面による開催にすることができる。

(役員会の付議事項)

第20条 役員会において付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 会の執行に関する事項
- (2) 役員を選任及び解任に関する事項
- (3) 総会に付議する事項
- (4) その他会長が必要と認めた事項

(役員会の議決)

第21条 役員会は役員2分の1以上の出席で成立する。

2 役員会の議事は、出席会員の過半数の承認をもってこれを決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 議長は会長が務める。

(議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員の現在数及び出席者数（委任者含む）
  - (3) 開催目的、審議事項及び決議事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない

## 第5章 会 計

(事業年度)

第23条 本機構の事業年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

(経費)

第24条 本機構の経費は、会費、補助金等、事業収入及びその他収入をもってこれにあてる。

(事業報告及び決算)

第25条 本機構の事業報告及び決算は、会長が事業報告及び収支決算書を作成し、毎事業年度終了後、定期総会開催の日までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 2 監事が前項にあげる書類を受理したときは、遅滞なく、これを監査し、監査報告書を付して総会に提出しなければならない。

## 第6章 解散及び清算

(解散)

第26条 本機構は、総会の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第27条 本機構が解散等により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、玉村町に贈与する。

- 2 本機構は、剰余金の分配は行わない。

## 第7章 雑 則

第28条 この会則に定めるもののほか、本機構の事業運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、本機構設立総会の開催日(令和3年3月23日)から施行する。

附 則

この会則の変更は、令和3年6月30日から施行する。

附 則

この会則の変更は、令和4年5月20日から施行する。

附 則

この会則の変更は、令和5年5月24日から施行する。

附 則

この会則の変更は、令和6年5月20日から施行する。